

令和 7 年度湖西市消防防災センター
自動販売機導入業務
プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月

湖西市

目次

1. 目的	2
2. 業務の名称.....	2
3. 業務内容.....	2
4. 期間	2
5. 公募スケジュール.....	3
6. 参加資格.....	3
7. 配布書類等.....	3
8. 書類の提出.....	4
9. 質問書の提出及び回答.....	4
10. 書類提出及び問い合わせ先.....	4
11. 提出書類の作成方法及び留意事項.....	5
12. 実施方法.....	6
13. 参加報酬の有無.....	6
14. 事業者決定後の契約交渉.....	6
15. 提出書類の取扱い.....	7
16. 情報公開及び提供.....	7
17. その他事項.....	7

令和 7 年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務
プロポーザル実施要領

1. 概要

1. 目的

湖西市消防本部(以下「本市」という。)では、湖西市消防防災センター(以下「新庁舎」という。)の建設工事が進められており、消防本部、消防署及び市役所の防災センターを複合化した複合施設として令和 8 年 4 月に運用開始予定である。

24 時間勤務により外出できない消防職員及び災害対策本部対応職員が快適に勤務できる環境を整えるため、物販用自動販売機(以下「自動販売機等」という。)を導入し、職員が必要な飲食品を手軽に購入できるようにすることを目的とする。また、本事業においては自動販売機のみならず、無人売店やコーヒーメーカー等の積極的な導入を図るものである。

2. 業務の名称

令和 7 年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務

3. 業務内容

本業務は、自動販売機導入業務を委託するものである。詳細は、別添 1「令和 7 年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務提案要求仕様書」を参照してください。

4. 期間

(1) 環境構築期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 17 日

(2) 使用期間

自動販売機の使用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間(12 ヶ月)とする。

なお、本契約は自動販売機導入及び令和 9 年 3 月 31 日までの使用に関する契約である。

令和 8 年 3 月 18 日から令和 8 年 4 月 1 日の間は、仮運用とする。

契約期間中に、双方の業務遂行において何ら異議がない場合、毎年 1 年間の契約が自動延長される。

2. プロポーザルの概要

5. 公募スケジュール

年 月 日	内 容
令和8年 2月 9日(月)	公募開始
令和8年 2月 18日(木)午後5時	質問の受付締切り
2月 20日(金)	質問に対する回答期限
2月 26日(木)午後5時	参加申込書・企画提案書提出締切り
3月 5日(木)	審査会
3月 6日(金)頃	審査結果の通知
3月 6日～3月 13日	契約交渉
3月 13日	契約締結

・上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。

6. 参加資格

- (1) 静岡市以西（静岡県内に限る）又は豊橋市内に事業所等を有する法人又は個人であること。
- (2) 公告の日から起算して、3年以内に地方公共団体の発注する自動販売機の導入業務（自らが管理・運営するものに限る。）を行った実績を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成 18 年湖西市告示第 101 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (7) 湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等または暴力団員等と密接な関係を有するものに該当しない者
- (8) 専門技術者等、充分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること

7. 配布書類等

- (1) 配布場所 湖西市ウェブサイト「湖西市消防本部のページ」からダウンロード
- (2) 配布期間 令和 8 年 2 月 9 日(月)から令和 8 年 3 月 4 日(水)まで
- (3) 配布書類
 - (ア) 「令和 7 年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務プロポーザル実施要領」（本資料）
 - ・参加申込書（様式第 1 号）

- ・会社概要(様式第2号)
 - ・宣誓書(様式第3号)
 - ・質問書(様式第4号)※専用フォームより質問すること。様式は配布しない。
<https://logoform.jp/form/oU27/1439731>
 - ・辞退届(様式第5号)
 - ・災害時における自動販売機等の飲食物無償提供について(参考様式)
- (イ) 別添1 「令和7年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務提案要求仕様書」
- (ウ) 別添2 「募集物件説明書」
- (エ) 別添3 「令和7年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務事業候補者選考基準」
- ・別紙1 採点表

3. プロポーザル参加手続き

8. 書類の提出

- (1) 受付期間 令和8年2月9日(月)から2月26日(木)午後5時まで
(2) 受付時間 平日の午前8時15分から午後5時の間とする。
(3) 提出書類 11. 提出書類のとおり
(4) 提出方法 10. 書類提出先へ持参又は郵送すること。

※正本1部、データ(押印がある書類はスキャン)を提出すること。

データはCD等のメディアに保存すること。

公的機関の発行する書類(添付書類)は、正本1部のみの提出とする。

9. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書(様式第4号)の提出
(ア) 受付期間 令和8年2月9日(月)から2月18日(水)午後5時まで
(2) 提出方法 専用フォームより提出
(3) 回答期限 令和7年2月20日(金)
(4) 回答方法 質問重複を防ぐため、全ての参加申込書提出者宛てに随時メールにて質問及び回答を送付します。

また、参加申込以前に提出のあった別の参加者の質問については、参加申込時点での質問及び回答一覧を送付します。

10. 書類提出及び問い合わせ先

湖西市消防本部 消防総務課 消防施設係 担当:山田

住所：〒431-0442 静岡県湖西市古見 1076 番地

電話： 053-574-0211

FAX： 053-576-3679

メール： fd.syoudan@city.kosai.lg.jp

11. 提出書類の作成方法及び留意事項

(1) 参加申込書(様式第1号)

記名、押印欄は、主たる営業所について記入し、代表者印を押印してください。

(2) 会社概要(様式第2号)

英数字は全角で記入してください。

(3) 宣誓書(様式第3号)

(1) 参加申込書(様式第1号)と同様

(4) 企画提案書(任意書式)

・企画提案書は、1者につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景等提案趣旨を明確に示し、本業務に対する提案等を行うこと。

・仕様書の内容を踏まえ、企画提案書(任意書式)には下記第1表「企画提案書の構成」の内容を記載すること。

・電子データは、Microsoft officeに含まれるアプリケーション及びPDF形式で保存すること。

・企画提案書の下部に通しページ番号を付すること。また、表紙、導入スケジュール表、企画提案書に記載された内容の範囲を補足する資料を除き、30ページまでとする。

「企画提案書の構成」

第1表

項目	審査内容(例)	配点
1. 本業務への取組方針	・プロジェクト体制を示す。 ・故障や苦情、商品の補充やメンテナンスの対応を行う体制	10点
2. 付加機能について	・キャッシュレス対応、UD等、市が指定する以上の機能 ・BCP対策	20点
3. 商品・サービスの構成	缶・PET飲料の販売項目やサービス内容が魅力的で種類が多いかどうか。 (提供する飲料メニュー・価格を具体的に提示してください)	15点

	食品の販売項目やサービス内容、物件明細書に記載の目的に合致しているかどうか。 (提供する食品メニュー・価格を具体的に提示してください)	15点
4. 自由提案	会社として湖西市に提案できるその他サービスについて (例) ・自動販売機と連動したアプリ ・ラッピングや防犯機能付き等のサービス自動販売機 ・自動販売機以外で市に提供できる事業やサービス (無人売店・コーヒーメーカー等)	40点

(5) 添付書類 ※いずれも3ヵ月以内に発行されたものに限る。

- ・印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- ・履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本の写し（個人は除く）
- ・営業証明書の写し（法人は除く）
- ・湖西市税について未納税額のない証明書（湖西市内に事業所を有する事業者のみ）
- ・納税証明書その3の3

4. 事業者の選定

12. 実施方法

事業者の選定方法については、別添3「令和7年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務事業候補者選考基準」により実施する。

5. 契約・書類の取扱い

13. 参加報酬の有無

提出書類等の作成にかかる費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償等）は支払わない。

14. 事業者決定後の契約交渉

- (1) 本プロポーザル実施において、事業候補者に選定された者は、湖西市と仕様書、提案内容を協議し、契約を締結する。
- (2) 契約は次の名称とし、随意契約によるものとする。

令和 7 年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務委託

- (3) 契約手続き及び契約書は、湖西市契約規則の定めによるものとする。
また、協議により提案内容と実際の契約内容が異なる場合がある。
- (4) 協議が不調の場合は、次点者と交渉することとする。
この場合において、事業候補者に選定された者に生じる損害について、湖西市は一切の責任を負わない。
- (5) 協議及び契約締結は、3 月を予定している。

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書等の受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合もある。
- (5) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

16. 情報公開及び提供

湖西市は、提出された企画提案書等について、湖西市情報公開条例(平成 12 年)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザル審査実施前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

17. その他事項

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 審査通過や結果へのいかなる問い合わせにも応じない。

(3) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を湖西市に請求することはできない。

(4) 参加辞退の場合

やむを得ず参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式 8 号)を「10. 書類提出及び問い合わせ先」に提出すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する参加者は、失格とする。

- (ア) 参加資格要件を満たしていない場合
- (イ) 企画提案書および参加申込書へ虚偽の記載があった場合
- (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- (エ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (オ) プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- (カ) 発注者側の支払いが発生する契約である場合
- (キ) その他実施要領等において示した条件等に違反した応募
- (ク) 本要領に定めない事項及び疑義が生じた事項については、協議により定める。

以上